

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第7回) 議事録

第1 日 時 平成27年1月26日(月) 自 午後1時00分
至 午後3時00分

第2 場 所 全国町村会館2階 第一会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況等について
- 3 内閣官房法曹養成制度改革推進室の調査報告
- 4 取りまとめ骨子案に関する意見交換
- 5 今後の検討について
- 6 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉明石市長, 北川早稲田大学政治経済学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官, 鈴木日本司法支援センター事務局次長, 田邊日本弁護士連合会副会長, 谷日本弁護士連合会事務次長, 菊地日本弁護士連合会法律サービス展開本部副本部長, 谷垣日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員, 幸田日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員・神奈川大学法学部教授, 総務省オブザーバー, 文部科学省オブザーバー, 厚生労働省オブザーバー, 公益社団法人日本社会福祉士会オブザーバー

○谷次長 それでは予定となりましたので、「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」の第7回会議を始めさせていただきたいと思えます。本日、泉市長は緊急の公務が入りまして、若干遅れられるということでございます。定刻がまいりましたので、ここで開始をさせていただきたいと思えます。

まず、始めに本日の配付資料の確認でございます。お手元にお配りしております資料は、資料目録が表紙でございます資料の資料1から5-2の6点。これが1冊に綴っております。それから別冊が2点ございます。以上が事務局提出の資料合計8点でございます。

それから、このほかに机上配付資料といたしまして2点配付しております。1点目は、各地の弁護士会における自治体等との連携活動に関する調査の分析報告に関する資料でございます。これが机上配付資料1と右肩に表示されたもので、先ほどの資料2の分析結果報告書の別紙資料という位置付けになりますけれども、公表を想定したものではありませんので、この場限りの資料とさせていただきたいと思えます。

それから、机上配付資料2と右肩に表示されたものでございますが、こちらはこれから本分科会の取りまとめを検討いただくための論点整理として事務局で作成をした資料でございます。本日の分科会等での議論を踏まえて、修正をしていく予定のものでございますので、こちらにつきましても、この場限りの資料という扱いにさせていただきたいと思えます。座長、これらはいずれも非公開資料の扱いにさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、議題に入りたいと思えます。

前回までの本分科会におきまして、幾つかの試行方策の説明が行われました。それについての意見交換をさせていただいたところでございます。その試行方策の前回以降の進捗状況に関する資料を本日も配付をさせていただいておりますので、これらの資料を基に御報告をお願いしたいと思います。日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター事務局長の谷垣岳人弁護士から、御説明を頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。それでは早速でございますが、資料2と机上配付資料1を御覧いただけますでしょうか。こちらは、一昨年の11月から調査を開始しておりました全国の弁護士会における地元自治体等との連携活動の実態調査の分析結果の報告書でございます。全国52の弁護士会が地元自治体等とどのような分野で、いかなる連携活動を行っているかを調査したものでございまして、この分科会でも何度か途中経過の御報告させていただいたものでございますが、昨年の10月末にようやく全ての弁護士会からの回答が出揃いまして、その結果を分析、取りまとめた報告書の本文が、この資料2。それから、この本文に付随いたします資料が机上配付資料1として配付させていただいた別紙の1から9まででございます。

机上配付資料1、2ページから13ページが弁護士会ごとの取組状況を一覧表にしたものでございまして、○が付いているところは実施済み、△は計画中の取組となっております。それから、同じく机上配付資料1、14ページと15ページは連携活動の種別ごとに対応している弁護士会の数を棒グラフで示したものでございます。集計につきましては、この調査と並行して別途実施いたしました自治体を対象としたアンケート調査で明らかになった自治体側のニーズとの対応状況のほかに、弁護士会の規模別、あるいは地域ブロック別に区分した状況、さらに自治体等との連携を通じた個別の法的サービスを、その利用者が自治体か、それとも市民かで分類し、あるいは法的サービスの提供形態を組織運営、広報、講師派遣、

特定弁護士の紹介推薦など、七つの種類に分類いたしまして、それぞれの対応状況を単純集計とクロス集計を行いました。

資料2, 7ページから10ページに自治体ニーズとの対応状況を示したものがございます。連携を深める上で有益な方法, それから自治体を利用したいと思う弁護士会の事業のそれぞれにつきまして, ニーズの高かった順に対応する弁護士会の数を掲げてございます。なお, 連携を深める上で有益な方法のうち, 自治体からのニーズの非常に高かった連携メニューの提供につきましては, 7ページの表の上から2番目の欄にありますとおり, 実施している弁護士会が10会, 計画が4会となっておりますが, その後, 新たに愛知県弁護士会でも作成されましたので, 別冊資料として愛知県弁護士会の行政連携のお品書きを配付させていただいております。

また, 弁護士会の規模別で見ますと, 資料2, 19ページから20ページにございまして, 会員数が1,000名以上の大規模会では, それ以外の中小規模の弁護士会よりも相対的に幅広い連携が行われている傾向にありますけれども, 会員数が175名以下の小規模会の中にも, 山梨, 滋賀, 奈良など多項目にわたる連携を行っている弁護士会もございます。さらに, 法的サービスの提供形態別に, 中規模と小規模会を比較いたしますと, 22ページにございまして, 組織運営の面, それから広報の面, あるいは連絡協議会等の連携の仕方の面では, 連携している項目数について, 小規模会が中規模会を若干上回っているという結果も出てございます。

この報告書につきましては, 自治体ニーズのアンケート結果等と合わせまして, 昨年12月に日弁連のホームページにアップいたしますとともに, 各弁護士会に情報提供をいたしました。来年度以降の連携活動の活性化に向けて活用されることを期待しているところでございます。

引き続きまして, 資料3, 29ページを御覧ください。1月29日, 今週ですけれども, 四国の高松で開催予定のシンポジウムのチラシでございます。同様のシンポジウムは一昨年来, 福岡, 愛知, 仙台, 札幌で開催しており, その第5弾のシンポジウムとなります。当日の午前中には, 四国の四つの弁護士会と行政連携について意見交換を行うことになってございまして, 午後のシンポジウムでも四国の4弁護士会から地元における連携活動の内容が発表される予定でございます。

引き続きまして, 任用関連の資料について御説明させていただきます。資料4, 31ページを御覧ください。こちらは地方公共団体における法曹有資格者の任用状況を御報告するために毎回配付させていただいているものでございます。1月5日現在で常勤職員といたしましては, 63団体で総勢85名の法曹有資格者が任期付職員等として活躍しているという状況になってございます。

それから, 別冊資料で「自治体内弁護士という選択」という青いパンフレットを配付しております。こちらはできるだけ多くの弁護士に自治体内で活躍することに関心をもってもらうために作成したパンフレットでございます。既に日弁連のホームページにアップしているほか, 任期付公務員等キャリアマガジンというメールマガジン等を通じまして, 他の参考となるアンケート等とともに会員に周知をいたしております。

配付資料の御説明としては以上でございますが, 任用関連で付随して御説明いたしますと, 昨年12月19日に中核市市長会の人事担当者会議で1時間ほど「自治体における弁護士の有

効活用」というテーマでお話をさせていただく機会を頂きました。今後、特例市市長会等でも情報提供の機会を頂けるように現在準備中でございます。私からは以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。それでは只今の御説明と資料等につきまして、何か御質問等ございましたら、頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。それでは続きまして、内閣官房法曹養成制度改革推進室が昨年アンケート調査を実施しております。本分科会のテーマに関連する部分につきまして、御報告を頂きたいと思っております。推進室の中西参事官から御説明をお願いいたします。

○中西参事官 それでは御説明いたします。35ページ以下に資料5-1、5-2として、推進室が実施した、国・自治体に対する法的ニーズに関する意識調査があります。この調査は法曹人口に関する提言を行うためのニーズ調査として法律相談者調査、インターネットによる無作為調査、企業調査などとともに行ったもので、自治体については、1,000通配布して762通の回答、国については約50の官庁行政機関に配布して48通の回答を得ています。

まず資料5-1の地方自治体に対する調査です。問1は、弁護士の利用機会は5年前と比べて変化したどうかということで、57.5%が増加していると答えています。問2から問4までは、弁護士との顧問契約について問うもので、問2では回答の85.4%が顧問契約を締結しています。問5は、法的紛争が生じた場合の対応を八つの類型に分けて尋ねたもので、このうち訴訟事件と調停事件については80%以上が顧問弁護士、または外部の弁護士に相談すると回答しています。他の類型では割合がやや下がり、法曹有資格者ではない一般職員の対応もかなりあるということが分かります。

38ページの問10以下では法曹有資格者の職員採用について聞いており、問10では、正規の職員または任期付職員として採用しているとの回答が51あったことが分かります。これは割合的には少数で、採用予定がないとする回答が全体の84.0%に上ります。しかし、これは自治体の規模によってかなり違いがあり、小規模自治体について採用していないところが多いと理解することもできます。

問15では、法曹有資格者を採用しようとしたが採用できなかったという回答が目立ちますが、そう回答した19自治体について、理由を尋ねており、内定したが辞退されたとの回答が2、応募がなかったという回答が9となっています。

なお、問16では、法曹有資格者が職員として採用する際に想定される消極的な意見について、選択枝を設けて尋ねています。そのほか、問18では、現在利用していない分野での利用意向、問23では、法曹有資格者に求められる能力なども尋ねていますので、御参考に見ていただければと思います。

次に、47ページの資料5-2は国の行政機関等に対する法曹有資格者の採用状況を調査したものです。問1(1)は弁護士の在職人数を聞いており、常勤・非常勤の合計が335人です。このうち文部科学省の202人は原子力損害賠償紛争センターの非常勤職員です。また、常勤職員数は、下の表で124人となっており、多い順に、金融庁32人、消費者庁22人、公正取引委員会18人、経済産業省13人という採用状況となっています。

問1(2)は、弁護士登録をしていない司法試験合格者の職員数で、全体で24人という回答ですが、これは新司法試験の合格者に限った人数です。

その他の調査項目については、後で御覧ください。

- 谷次長** ありがとうございます。ただいまの御説明と資料等につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。ここで言う法曹有資格者というのは、質問項目自体で何か定義はされていなかったか。
- 中西参事官** 法曹有資格者とは弁護士を含め広く司法試験合格者を意味していますが、ここで聞いているのは新司法試験の合格者です。旧試時代の採用者数というのはかなりたくさんあると思いますので。ここというのは、最後の国のところですね。
- 谷次長** 先ほどの自治体もそうなんですけれど。
- 中西参事官** 自治体の方は新旧分けずに、司法試験合格者という意味で聞いています。
- 谷次長** 設問にそういう定義を記載して聞いたということなんですか。
- 中西参事官** はい、そのとおりです。
- 谷次長** そういう前提のようでございます。
- 大貫教授** 大変貴重な調査で、勉強になりますけれど、ニーズを聞いている部分、35/52ページのところで、法的紛争が生じた場合の対応方法という設問になっているんですけども、ニーズと言ってもいろいろあると思うのです。例えば、今ちょうど泉市長おいでになったんですが、自治体内で個別の職員の法律相談に応じたり、研修講師をしたりとか、いろいろな他のニーズもあると思うんです。その点については聞いていないということですか。質問は法的紛争に関するニーズに限ったということですか。
- 中西参事官** 問5は法的紛争が生じた場合で、顧問や外部の弁護士を想定した質問項目になっています。
- 大貫教授** 顧問弁護士を前提としていない質問項目の場合には、必ずしもその法的ニーズということで、事後的な紛争解決というふうに限定していないということですか。
- 中西参事官** そうですね。もちろんこの中には、職員である法曹有資格者が対応するという選択肢もありますから、顧問に限った質問ではないのですが、今おっしゃったような内部の相談、あるいは市民相談は問5では聞いていないですね。
- 大貫教授** その辺のところはすごく重要で、後で議論になるかもしれないんですけど、法曹有資格者がどういう分野で、個別分野という意味じゃないですけど、どういう点で役に立つかという問題があります。事後紛争、紛争が起こったときに対応するだけでいいのかという議論があると思うんですね。事前にいろいろ対応できる。明石市の泉市長がいつもおっしゃっている。そういうニーズにも網をかけないと、アンケートとしては、少し落ちるところがあるんじゃないかなという気がしました。
- 中西参事官** 今の先生の問題意識に関連する項目としては、問18で、弁護士を利用していない業務・分野の利用意向というのを幾つか聞いており、その中で、調停と訴訟だけではなく、苦情処理対応、契約書の相談チェック、政策形成推進における相談についても聞いていますので、そのようなニーズも聞いていることになると思います。
- 谷次長** 日弁連のアンケートでは、その辺りに割と焦点を当てておまして、11/52ページなどは正に法的サービスの提供が高い分野ということで、法的紛争への対応のみならず、いろんな分野のニーズを対象にしているようでございます。
- よろしいでしょうか。ありがとうございます。どうぞ。
- 田島座長** 48ページの採用状況に関する調査の問1のところ、文部科学省に202という数字が出てきているのですが、この頃急速に増えたんでしょうか。

- 中西参事官 これは原子力損害賠償センターの関係で大量に採用されているためです。
- 田島座長 非常勤というのは何ですか。
- 谷次長 調査官の数で、仲介委員は入っていないと思います。仲介委員を入れると、もっと大量になるので、200という数字は調査官の数字だと思います。
- 大貫教授 今座長がお聞きになった、確かに文部科学省はちょっと異例なのですけれども、省庁を見ると、金融庁などものすごく多いというのはよく知られていることだと思います。公正取引委員会も多いですね。そこで、弁護士の方が中でやっている仕事というのはどういう仕事なのかというのを教えていただけますか。もし可能であれば。
- 中西参事官 申し訳ありませんが、そこまでは聞いていません。
- 大貫教授 全く一般職員と同じようなことをやっているのか。法務的な仕事をやっているのか。国でどういうニーズがあるのかというのを知りたいという問題意識です。
- 中西参事官 金融庁、経済産業省で採用される場合は、経験のある専門弁護士を採用するケースが多いと思うので、正にプロフェッショナルなニーズで、専門性のある作業をしていると思います。
- 大貫教授 もし可能であれば、内訳をいずれ。
- 中西参事官 現時点では、これ以上の質問をしていないので、分からないんですね。
- 大貫教授 もし可能であれば、どういうニーズがあるのかというのを知りたい気もするので、可能であれば、更なる調査をしていただければと思います。
- 中西参事官 はい。
- 谷次長 それぞれ省庁が募集をするときには、どういう職務内容を想定するかというようなことも公表して、募集を行っているというような状況もあると思いますので、もし可能であれば、引き続き分かることがあれば、また追って御報告を頂ければと思います。
- この点は、以上、よろしいでしょうか。他に何か御質問等ございますでしょうか。
- では、二つの点で資料の御説明をいただきましたけれども、続きまして、取りまとめに向けた意見交換に入らせていただきたいと思います。前回論点整理に関する御議論をいただきました。これを踏まえまして、意見交換をさせていただきます。お手元には、当分科会の議論の取りまとめ骨子案、これは机上配付資料2として配付しております。まず、鈴木参事官から、この取りまとめ骨子案についての御説明と、今後の意見交換の進め方につきまして御提案がございましたら、御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。
- 鈴木参事官 この机上配付資料2は、昨年11月21日に開催されました第6回の分科会における論点整理に基づく意見交換を踏まえて、事務局において作成したものです。全体の構成は、論点整理と同じでして、3ページからのこれまでの取組について、7ページから課題と対応策、12ページから今後の展望、方向性の三つの項目からなっております。取組、課題、展望のそれぞれの項目の冒頭部分にある枠囲いの部分が、その下の本文部分の内容を要約した骨子案となっております。今回の分科会におきまして意見交換をいただきたいものは、この骨子部分でして、これまでの当分科会における取組や、意見交換を踏まえ、当分科会の基本的な方向性として、この骨子部分につき意見の集約ができればと考えております。
- この骨子部分につきましては、本年2月9日に予定されております法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会にお諮りすることを目指して、本日意見交換をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**谷次長** ありがとうございます。この机上配付資料2の枠囲いの部分が骨子案であって、本日はこれについての意見交換をしたいということのようでございます。今の御提案につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。

では、今の御提案のような趣旨で議論を進めていくということによろしいでしょうか。では、そういう形で進めさせていただきます。では、この骨子案の三つの項目がございますので、順次御説明をいただきたいと思っております。まず、これまでの取組についてという項目につきまして、鈴木参事官から説明をお願いいたします。

○**鈴木参事官** それでは、机上配付資料2の3ページを御覧ください。まず、冒頭におきまして、これまでの分科会において、ニーズの把握とこれに対する対応という観点から、試行的な取組を行ってきたという点を紹介しております。その上で、これまで例えば日本弁護士連合会の取組として、自治体等連携センター等において、自治体のニーズ把握に関するアンケート調査、各地でのシンポジウムの開催、行政連携メニューの作成、任期付公務員に関するセミナーの開催等の行政連携ですとか、政策法務、公金債権回収、包括外部監査等の分野につきましても、専門の部門を設け、種々の具体的支援を進めてきたといった取組を紹介しております。

福祉の分野におきましては、福祉関係の専門職らによる被支援者、支援のネットワークに弁護士が関与するための取組として、各弁護士会に設置された高齢者・障がい者支援センター等による電話相談や出張相談といったいわゆるひまわり安心事業の取組ですとか、子どもや貧困の分野に関する各弁護士会の取組について、紹介をしております。

また、弁護士会や法テラスの取組として、福祉機関と連携して、自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者等に積極的に働きかけを行う取組、いわゆる司法ソーシャルワークの実践についても、紹介をしております。

以上に御紹介した行政連携の取組を通じ、自治体のニーズの把握やその対応は、徐々にではあるが着実に進められていること、政策法務の分野でも、行動計画の策定支援といった具体的な支援を通じ、ニーズの把握と対応は一定程度進んでいるといった点を紹介しております。

また、福祉の分野におきましても、多くの弁護士会で実施をされております種々の法的支援の取組や、新たな試行的取組を通じて各分野のニーズの把握や、それに対応することが求められている状況にあるとされているところです。

「これまでの取組について」に関する御説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○**谷次長** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました「これまでの取組について」という項目の骨子案の部分につきまして、意見交換をしていただければと思います。

この部分は、これまでの取組を振り返って、それをまとめて紹介をしているということでございますので、事実の経過としてはこうとして、何か更にこの点を深めるべきではないかとか、この点を付け加えるべきではないかというようなことでも結構でございますが、何かございましたら、御発言を頂ければと思います。

○**大貫教授** 大変御苦労なさったと思いますけれども、この枠囲いの下、あまりこだわらないのですが、大津市の例がここで出てくる、大事なことだと思うのですが、ま

めですので、そこまで要るのかなと。また、文章のつながりが悪いですね。「策定支援といった」というところですか。特にこだわるわけではないのですが、前回は天津市の例だけが出ていたのですが、「等」と書いたことによって、他にもあるよという感じを少し示したということでしょうか。

○鈴木参事官 確かに、骨子としては具体的すぎるという点は、御指摘のとおりかと思えます。

○大貫教授 あまりこだわるわけではないのですが、何かここだけいきなり具体的な名前が出てくるのはどうかという気もしたのですが、特にこだわりません。重要であれば、このままで結構だと思います。

○鈴木参事官 検討させていただきます。

○谷次長 個別具体的な自治体の名前を出すかどうかということについては、検討いただくということにしまして、それでその前の部分、「策定支援といったええ」という、この辺りは正しくはどういうつながりになりますでしょうか。

○鈴木参事官 脱字かと思われますので、御指摘を踏まえ、修正させていただきます。

○谷次長 例えば、「た」の後に「と」が入るんでしょうけれども、その前の「策定支援といった」のところはどうつながりますでしょうか。

○大貫教授 例を入れると、文章が難しくなることは難しくなりますよね。

○鈴木参事官 そうですね。「策定支援といった」が「具体的な支援を行うなか」につながるのではないかと思います。先ほどの「天津市等における」の部分をどうするかも含め、表現を検討させていただきます。

○谷次長 では、その点は御検討いただくことにしたいと思います。そのほか何かございますでしょうか。お願いいたします。

○田島座長 国とか自治体への働きかけについては、日弁連の活動が非常に目立つんですけども、目立つというか、具体的に活動しているのは、どうも日弁連ではないのか。他はどういう具合に動いているのかというのが、よく分からない。例えば法務省とか、あるいは内閣府としては、どういう具合に具体的にこういう活動に関わっているのか分からない。

先ほど、色々なセミナーを日弁連がやられているのが出てきて、後援のところでも内閣府と法務省が入っていただくようになったのは、非常に大きな進歩だと思うんですけども、以前は日弁連だけでやっておられたと思うんですけど、そういう場合に内閣府とか、特に自治体に対するセミナーですと、お力添えを頂いた方が効果的になるのではないかと思います。役所は役所でできるやり方が相当あるのではないかと思います。その辺りが今までやってきた取組の中でもっと頑張らなければいけないところではないのかと思います。

突出した形で日弁連だけが努力しているというのは、外側から見ていると、結局弁護士の就職活動という具合に見られがちだと思います。これだけ日弁連が頑張っているのですから、周りももっともっと応援していかないと、せっかく一生懸命やっておられるものも、なかなか効果は上げづらいのではないかなと思います。ここは今までの取組の中では、我々も反省をしていかなくははいけないのかなと思います。

○大貫教授 座長のお話を聞いていて。前回は申し上げたような気がするのですが、ここは、これまでの取組についての総括だと思うんですね。となると、国における取組というのがどうなっているのか、一言も出てこないじゃないかと思うのですよ。それでいいのでしょうか。これは自治体中心の総括になっているのではないかと思うのですが、国でも、先ほど中西参

事官から御紹介があったように、大分法曹有資格者が採用されて活躍している実態があるわけですから、そういうことも書かなくてもよろしいのでしょうかというのが質問です。

○鈴木参事官 御指摘はごもっともかと思います。大貫先生から御指摘いただいた点は、今後の課題といったテーマにおいて記載できるかも含めて検討させていただきたいと思います。

○大貫教授 要するに簡単に言うと、やってこなかったわけですね、この分科会では。そのことはやっぱりどこかで書いていただきたいという気がします。本分科会は自治体中心にやってきたというのは事実だと思いますので。国についての何か試行的な取組というか、そういうのは恐らく私の把握した限りではやってこなかったもので、そうであれば、やらなかったということをどこかに書く必要があるのではないかという気がします。ここに書くかどうかはちょっと何とも言えませんが。

○泉市長 関連してですが、自治体サイドの動きについて二つ例を挙げます。3市長会といいまして、指定都市市長会、中核市市長会、特例市市長会の三つの市長会が3年前から共同シンポジウムを一年に一回やっています。去年と一昨年は、ともに専門職の採用が議題に上がっておりまして、2年前は北川教授を中心にその議題でシンポジウムが開催されました。昨年も大杉先生の方からそういうテーマで講演をいただくなど、市長会の方では、そういう動きが始まっています。

また、全国市長会でも、月刊誌に、二度特集も組まれております。自治体サイドでも関心が高まっていますので、周辺の動きとして、お伝えしておきます。

○鈴木参事官 どうもありがとうございます。

○谷次長 ありがとうございます。座長からは、弁護士会、日弁連だけの取組じゃないものものというふうなお話があり、今、泉市長からもお話がありましたので、その点については引き続き検討いただければと思います。

それでは、他にこの点、これまでの取組についての部分で何かございますでしょうか。では、一応これまでの取組の部分については、ここで区切らせていただきまして、次の項目に移らせていただきたいと思います。

それでは次の項目は課題と対応策の項目でございますので、この点につきましても、まず鈴木参事官から御説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは机上配付資料2、7ページから8ページにかけて、この枠囲いの部分を御覧ください。冒頭におきまして、国民、市民の権利擁護や効率的で質の高い行政運営等のため、これまでの取組を通じて見えてきた課題に対する適切な対応策の必要性を記載しております。その上でまず、自治体の分野における課題として、自治体等に対し法曹有資格者と自治体等との連携を広げる必要があること、政策法務等のこれまで広がり方が十分でなかった分野については、自治体等に対し、法曹有資格者の活用促進を促す必要があること、併せて、日弁連や単位弁護士会において、人材の送り出しや迎え入れを含め、自治体等のニーズに的確に対応できる体制づくりを急ぐべきとの点を指摘しております。なお、その際の法曹有資格者の活用のあり方としては、常勤、非常勤、顧問、案件ごとの関与といった多様な方法が検討されるべきであるとしております。

他方、国の機関に関する課題としては、ニーズの把握や人材の確保に向けた取組を更に進める必要があるとしております。福祉の分野における高齢者・障がい者については、日弁連ですとか、単位弁護士会等が福祉に関する専門職とのネットワークづくりを進め、その法

的問題に弁護士会がアクセスする機会を増やすことや、これまでの法的問題やさらには子どもや貧困等の分野につきましても、その特性に通じた弁護士の養成、確保を進める必要があるとしております。

以上に加え、法曹有資格者がプロセスとしての法曹養成制度や法曹となった後の研修の機会等を通じ、これらの分野に対応できる知見を獲得できるような環境整備が必要であるとしております。これらを通じて、国や自治体が、行政運営の効率化や福祉サービスの向上といった責務を果たすため、法曹有資格者の能力・活用の有用性の認識を浸透させ、様々な形で弁護士会と協力しつつ、構築していくことを通じ、行政連携活動等継続的なものとするのが求められるとしております。課題と対応策についての御説明は以上です。

○**谷次長** ありがとうございます。先ほどのこれまでの取組を踏まえた課題と対応策となるかと思えます。この点につきましても、御意見を頂戴できればと思えます。いかがでしょうか。

自治体等につきましては、日弁連や各地の弁護士会の課題、それから国、自治体に望まれること、それから国の機関についても、更に推進する必要があるようなことについて触れた上で、福祉の分野についても、日弁連、弁護士会に課せられた課題というような形での取りまとめになっているかと思えますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○**大貫教授** これも大変御苦労されたと思うのですが、最後の7ページから8ページにかけて、前回のものと照らし合わせると、変わったところがあります。前回の取りまとめの案では、財政措置と制度を構築することというのが入っていたと思うのですが、今回のまとめでは8ページ目の様々な形で持続的にということに込められているという理解でよろしいのでしょうか。私は個人的には、財政的なサポートはものすごく重要なので、これは書き込んでおいてほしいという気がします。

○**鈴木参事官** 大貫先生御指摘のように、様々な形で持続的にという記載において、御指摘の点を排除するものではないと考えております。

○**大貫教授** 書き込むのは難しいということでしょうか。ここで書いたからといって、予算措置をとらなければいけないということにはならないとは思いますが、いろいろな調整の中で難しいのであれば、あえて強くは申し上げませんが、この分科会でも財源の問題は、前回は議論になったと思うのですね。職域の拡大は弁護士の手弁当でいいのかという話は非常に重要な論点で、個人的には極めて重要な論点だと思うので、書き込んでおいてほしいという気がします。いろいろな機関と調整が必要だというのは、私も行政法学者ですので分かりますので、あえてゴリ押しするつもりはないのですが、お考えいただけないかなという気はします。

○**谷次長** 委員の先生の御意見としては、財政的措置ということ盛り込むべきだという御意見だとお聞きさせていただいたらよろしいですかね。

○**鈴木参事官** 現下の厳しい財政状況という事情も考慮する必要があることとの兼ね合いで、どの程度の表現ぶりにするかを含め検討させていただきたいと思っております。

○**泉市長** 大事な論点だと思います。私は明石市長なので、明石市の予算の中でできることもあるわけです。市長会という枠組みもあるし、もちろん国といっても、各省庁があります。財政措置をすべきところがどこなのか、例えば日弁連も基金をつくってやるとか、いろいろな工夫もあると思うのです。いずれにしても、お金なしで安定的・持続的な制度は難しいわ

けですから、やっぱりお金の問題は無視し難いのではないかなと思うんです。

書きぶりはさておき、もう少し制度の構築とか、財政上の手立てなどについてはもう少し書けなくもないのかなという気がします。

○**谷次長** 書きぶりの工夫等ができないかということのようでございますが、いかがでしょうか。もちろん財政的措置というのを書いていただくなら、それはそれでいいのですけれども、もしそれがなかなか難しいということであれば、書きぶりの工夫等、御検討いただけないかということのようです。

○**泉市長** 明石市では弁護士だけでも7人、他の専門職と合わせると20人ぐらい、専門職を常勤で採用しています。では、どうなったか。逆に財政状況が黒字化したわけです。だから、別に専門職を採用できないことはない。

私の持論は、お金はなくはない、使うところを間違っている。だから、本来、市民、国民にとって必要なところに重点的に予算をシフトするということだと思っています。お金をどこに使うかというときに、市民や国民の立場に立って、自治体や福祉といった分野の法的ニーズに対応するために予算配分をしてはどうかという意見を、この分科会としての意見としてもおかしくないと思うのです。

○**大貫教授** 書きぶりという点において、ちょっとしつこいですが、前回は、「法曹有資格者とりわけ弁護士のこれからの活動を持続的に支えるべく活動に見合った財政措置と制度を構築することを検討すべきである」と記載されています。何も問題があるとは思えない。検討しろと言っているだけで、財政措置をつけろとは言っていない。ただ、この問題はいずれにしても、正にこれは避けて通れない問題なので、やはりきちんと書いておいてほしいと思います。

○**田島座長** 多分、前のは私が言ったことだと思うのです。何か検討するときには、財源の問題もきちんと書くべきだと。ただ、私の経験として、以前の法曹養成検討会議のときも、こういうまとめの中に文章として入れるか入れないかというのは、事務局が随分御苦労されていました。これは省庁間の協議の中で、財政措置のことは入れるなという圧力は相当あるのだと思います。法曹養成検討会議のときは議事録を公表しましたから、文書で出さなくても、財政的措置をきちんとすべきだということを議論し、それは外へ出ました。それが結果的に今いろんなところで影響していると思います。例えば法科大学院の問題なども、それがきっかけで議論されて、今相当突っ込んだものになってきています。

ですから、今ここで議論しているところは、委員からの強い意見として前回のまとめみたいなものをどこかで入れていただいた方がいいのではないかと思います。省庁間の打ち合わせや、いろんな協議の中でいろいろと苦労や圧力があると思いますが、財政措置についてはしっかり明記してもらいたい。法務省も結構固いですよね。財政のことになると。

○**北川教授** かなり法務省としては苦労して修文されているのだと思います。

そこで、一応ここは7ページの一番下の行で、国や自治体等がという主語を明らかにして、それぞれの規模やニーズに応じ、法曹有資格者を職員として採用し、あるいは案件毎に支援を求めるとい、かなり具体的な書き方に踏み込んでいいるのだらうと思います。

○**鈴木参事官** 本日の御指摘を受けて、改めて検討させていただきたいと思います。

○**北川教授** 私の意見としては、この分科会では、本当は法の支配が行き届いて、きちんとした対応をするべきというテーマであるのが、分科会の名前から、何か活動領域の拡大、弁護

士の仕事を増やせというような矮小化されているように思います。法が本当にもっとやっていくということだとすると、私は泉市長のようにお金が余っているとまでは言いませんけれども、資源を適切に配分するにはどうするかという議論こそは、引き続きしていいのではないかと、修文はお任せするとしても、今そういうことを大改革するということだと思っておりますけれども、その点も御配慮いただいたらという、そんな感じがしますけれど。

○鈴木参事官 ありがとうございます。

○谷次長 ありがとうございます。財政資源の適切な配分という観点から、この問題をきちんと位置付けるべきだというような御意見かと思っておりますので、修文につきましては、御検討いただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

そのほかの点、何かございますでしょうか。

○田島座長 この議論は、議事録という形で公表しているのですか。

○谷次長 しています。

○田島座長 そうすると、今の議論は公表されている。それなりの財政に対する強い要望というのは、どこかあちこちに伝わってもらえればといいなと思います。

○谷次長 はい。そういう意味で御発言を頂いているわけでございまして、別に聞き置くという意味ではございません。

それでは他にございますでしょうか。どうぞ。

○菊地弁護士 8ページの上から、「案件毎に支援を求めるなど」と記載がありますが、国、自治体が事件毎に弁護士の支援を求めるというふうにつながるのでしょうか。高齢者・障がい者が弁護士の支援を求めるという言い方はしますが、そういう意味なののでしょうか。

○谷次長 ここはいかがですか。

○鈴木参事官 御指摘のとおりだと思います。

○谷次長 弁護士の支援を求めるという趣旨だということですね。

○菊地弁護士 あまり使わない言葉なもので、事件ごとに弁護士との連携を深めるなどとか、そういう意味ですか。

○鈴木参事官 その方がこの文章の意図には合っているように思います。

○菊地弁護士 連携とか、協力とか、そういう方がしっくりいくのではないかと、そういう御提案です。

○大貫教授 細かいところばかり。ここは、私は率直に申し上げて、前回の方がずっと良かったなと思っています。今、菊地弁護士から指摘があったのですけれど、7ページの下から3行目、「国や自治体が法曹有資格者の能力を活用することが有用であると認識を浸透させ」となっています。「浸透させ」ということは、国、自治体はちゃんと分かっているということになっているわけです。でも、前回は、「十分な認識を持ち」となっており、そして「それを発信するとともに」となっている。極めて適切だなと思って、私は読んでいたのですが、大分ここニュアンスが変わってしまっているような気がいたします。

要するに、今回の書きぶりだと、国、自治体は有用性を分かっていると。それを浸透させるというのが課題だというまとめになっているのですが、それは事実と適合しているのか。むしろ、前回のまとめ、国・自治体は有用性についての十分な認識を持つとともに、これを発信させるという方が私は適切ではないかなと思います。これも含めて正直言って、前回のまとめの方が私はかなり良かったなと思います。大分苦勞されているので言いにくいのです

が。

○鈴木参事官 ありがとうございます。

○谷次長 この点については、他の方、いかがでしょうか。修文の理由等、もし御説明ができるのだったら、説明いただいてもいいのかなとは思いますが、もし、そういうことは特にないということであれば、それはそれで結構ですが。前回のよう「認識を持ち」ということの方が適切だという御意見がございましたので、もし何かその点について、他に御意見ございましたら、御発言を頂きまして、事務局も何かあればと思いますが、よろしいですか。

では、「認識を持ち」の方が実態に即して正しいのではないかという御意見ですね。では、それも踏まえまして、また御検討いただくということでもよろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

課題と対応策の項目については、以上にさせていただきまして、三つ目の項目でございますが、今後の展望、方向性についての部分の意見交換に移りたいと思います。この点につきましても、まず鈴木参事官から御説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、机上配付資料の2の12ページを御覧ください。まず冒頭において、今後の見通しとして、これまで述べた取組ですとか、課題に対する対応策を講じることにより、国・自治体・福祉の各分野におきまして、法曹有資格者が国民、市民の権利利益を擁護すべく活動領域を拡大することが想定されるとしております。

まず、自治体等の分野における見通しとしては、先に御紹介した日弁連による行政連携の取組拡充ですとか、政策法務等の分野への活動の広がりにより、法曹有資格者の役割は今後より大きくなっていくことが想定されるとしております。

福祉の分野においても、弁護士と自治体や福祉機関等との連携が進み、被援助者の問題解決のためのネットワークに弁護士がより参画できるようになれば、福祉の分野における潜在的ニーズの把握や環境整備が進み、ニーズの把握も広がっていくことが期待されるとしております。中長期的に見ますと、自治体等に行って職務に従事した法曹有資格者の実績を踏まえたキャリアパスが定着することにより、自治体等の規模やニーズに応じて、紛争解決等の従来から弁護士の能力が活用されてきた分野に加え、政策法務や福祉行政等の分野にも、常勤・非常勤、さらには顧問といった様々な形で弁護士が自治体運営の一角を担うようになることが期待されるとしております。

他方、自治体と同様に、国の機関への任用促進に向けた取組の必要性についても言及しております。福祉の分野では、弁護士の果たすべき役割に関する認識の共有が進み、先に述べましたネットワークの一環として、弁護士が位置付けられることにより、福祉の充実という国や自治体等に関する責務を果たすという観点から、法曹有資格者はこれまで以上に活用されていくことが期待されるとしております。

以上のような展望を踏まえ、今後法曹有資格者の活動領域拡大の方策を検討するべく、法曹養成制度全体の検討の枠組みの中で位置付けを踏まえて、有資格者、関係省庁、自治体等との綿密な意思疎通を図り、連携を深めていくことが有用であるとしております。

今後の展望、方向性についての御説明は以上です。

○谷次長 ありがとうございます。それではこの点につきましても、同じようにどなたからでも結構でございます。御意見を頂戴できればと思います。

○泉市長 新聞報道などによりますと、法曹養成の今の枠組みは、内閣官房では廃止するとい

うような報道もされているようです。例えば内閣府のスリム化の議論の中では、犯罪被害者のテーマは移管しますけれども、警察庁でやるという形だと思います。今回のこの議論は、やっぱり継続してやるべきことだと思っておりますので、途切れるのではなくて、継続的に引き続き法務省がおやりになったらどうかなどとも思うのですが、この辺りの状況等お話しただけだとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○**谷次長** いかがでございますでしょうか。御説明いただくようなことはございますか。

○**鈴木参事官** 御指摘いただきましたとおり、活動領域拡大の取組につきましては法務省の取組として行っているものであり、今後も必要な協働関係というのは重要ではないかと考えております。

○**北川教授** 私も同じ意見で、ここは担当というか、そういうことではあるんですけども、内閣府でも別々にいろんな活動領域の拡大については、いろんな分野が行われていますよね。だから、これもこの会議などで相当色々な点で、トータルでバックアップすることだと思えますが、随所でいっぱい出てきているのを、何かここで一旦終わるようなことのないように、どこか担保するような方法はないでしょうか。今、泉市長がおっしゃったようなことで、途切れてしまうおそれもあるのかという感じがいたします。

○**泉市長** 今、走り出したところというのか、走る前の準備体操をしている最中で、これで終わってはいけないと思います。これから手をつないで一緒にこれから走るころだと思えます。だから、内閣府でやっていただいてもいいし、法務省が中心になりながらでもいいと思えます。しかし、法務省と日弁連だけでは不十分で、やはり福祉のテーマを考えると厚生労働省、自治体を考えると総務省というように、それぞれ関係省庁にオブザーバーとしてお入りいただき、どこかが事務局機能を持つ形で、途切れることなく、継続的に議論していくということがないともったいないと思います。

○**北川教授** 私も動き始めたところだから、ずっと拡大発展するような、何か仕掛けは用意しておいた方がいいと思います。

○**泉市長** それにびっくりするような費用がかかるわけではないですよ。会議費ぐらいで、議論の枠組みを維持するわけですから、省庁内のやりくりで捻出できる範囲の予算だろうとは察します。

○**大貫教授** 今後の検討体制の議論になりますが、今回は要約部分を検討するというところで、本文の方は対象としていないわけですが、これは連動するので、どうしても本文の方を見ざるを得ない。14ページに後継体制のことが書いてあります。今回、実務者協議の場と決め打ちになっているのですが、前回はそこの可能性を少し広げてあったと思います。実務者協議と書いていいのかどうか。本文を読むと、恐らく泉市長も北川教授も同じだと思うのですが、12ページの囲みの最後、後継体制のことがあまりきちんと出ていないということだろうと思います。これは私も非常に重要だと思います。まだこの活動は始まったばかりなので、これであとは各省庁で勝手にやれというわけにはいかないんだと思います。

ただ、官庁的には、一旦閉めた検討体制の後をどうするかというのは大変だと思いますが、そのことは分かりつつも、実務者協議の場ではちょっとまずいだらうと思っております。やはりこの分科会に類するようにフォローアップしていく体制というのは必要で、実務者協議というと、イメージ的には、できたもの粛々とやっていくという感じがします。それでは駄目なのだろうと思うので、12ページの最後の書きぶりと14ページの最後の部分の書き

ぶりというのはもう少し工夫していただけないかなと思います。これもまた前回の方が良かったと思います。鈴木参事官は苦勞されたのだと思いますが、前回の方が踏み込んで良かったなという印象です。

- 鈴木参事官 若干補足いたしますと、現在の活動領域拡大に関する取組も、内閣官房の行っている法曹養成制度改革の取組の一環という側面もございます。その設置期限が今年の7月とされていることから、それまでにまず活動領域の関係で何をやっていくのかという点も明確に議論を更に深めた上で、検討もしくはフォローアップをする上で最も適切な体制をどうすべきかということも、この先の中で議論していただければと考えております。現在は法曹養成の全体の議論との整合性という観点もあるため、表現ぶりについては、この限度でとどめているところが実情でございます。今後、何をやっていくかという点について、御意見を頂ければと考えております。
- 泉市長 この分科会の枠組みをそのまま維持して、費用を日弁連が持つのか、法務省が持つのかはさておき、ここでやめることもないのではないかな。それほど難しいことでもないのではないかな。もし委員の日当が課題ということであれば、各委員がそれを放棄することも視野に入れて議論し続けてもいいのではないかなとも思わなくはないです。
- 北川教授 形態がどうかは別にしても、せっかくならどこかでチェックとかいرونなことがあった方がいいだろうとは思いますが、今までは動き始めるところでしたが、今後は動きを大きく早くするという活動になります。形式としてどういう形か、私も想像が付きませんが、もったいないというか、ようやく調子に乗ってきたというか、動いてきたからという感じはします。
- 大貫教授 恐らくいろいろ立場もあって、囲みに書けることというのは、なかなか難しいと思うんです。だとすれば、本文の方で工夫していただくということはあるのではないかなと思うんですね。本文の方も前回の方がとても良くて、「上記各施策の進捗状況をフォローアップするとともに、各施策の効果を見極め、より効果的な方向性を検討、提案するといった方法が検討されるべきである。」と書かれている。すばらしい書き方で、今回は、実務者協議の場をとなっているから、もう少し書きぶりを工夫していただきたい。座長は先ほど、議事録に書いていけばいいとおっしゃったが、議事録まで読む人がそんなにいるのかなという気がしないわけでもありません。やはり、公的な文書で出すのは非常に重要なので、表現ぶりについてはこだわりたいと思います。他の方も同じ考えだと思います。
- 泉市長 実務者協議という形で例示化されているわけですが、それでは不十分だと思っています。組織として会議をするという枠組みを維持して、その枠組みの中で、細部について実務者協議はありうるのだと思いますけれど、実務者協議があればいいという問題ではないと強く思います。
- 谷次長 今の点、実務者協議というのは、枠囲いの外の記述でございますけれども、これはまた次回議論させていただくということにはなりますが、今の御指摘等ございましたので、これについてはまた次回までに御検討いただいとということになるかとは思いますが、よろしいでしょうか。
- 鈴木参事官 今御指摘ありましたとおり、取りまとめにつきましては、またこの先も継続的に御意見を頂ければと思っております。本日の御指摘を踏まえまして、検討していきたいと思っております。

○**田島座長** 法曹有資格者の領域拡大という観点からの議論をするときには、どうしても必要になるのは、あと裁判官とか検察官になられる人、弁護士以外になられる人たちもおられるわけですから、そこも含めて領域拡大というものを検討する必要があるのではないかと思います。今までにやってきた議論の中では、ほとんど弁護士のところだけに偏っており、弁護士がどうだというところでやってきたわけですけれども、例えば障がい者・高齢者問題の中でどうしても避けて通れないのは、検察官や裁判官の関わりというのは非常に大きいのです。これは罪を犯した、罪に問われた障がい者とか高齢者の問題のところでもそうなのですけれども、被害者のところも含めて、裁判官や検察官が非常に不足しています。

弁護士の支援も足りないと思っていますけれども、法曹全体の支援が足りていません。そのような議論をする場はありませんでした。今後、もし続けて展開するのであれば、もう一度、原点に戻って、法曹資格者の職域という線から検討すべきだと思います。裁判官と検察官はもう法曹有資格者ではない扱いをされているのであれば、弁護士の職域拡大とすべきです。弁護士の職域拡大をどうするかという委員会であれば、今までのようなものでいいんだと思いますが、法曹資格者ということであれば、裁判官、検察官も含めた形での議論をすべきである。その場合、当然この中にもそういう関係者の方が入っていなければいけないのだと思います。

それから、国家公務員の人たちが法曹有資格者をどのように活用するかという、内部の議論があまりされていない。各省庁では、色々な政策をやっておられますが、その中に法曹有資格者がどれだけいれば、どれだけ有益な議論ができるかというような、そういう観点での議論がされていないのだと思います。そのような検討もしっかりやっていただきたい。

なぜ、そのように申し上げるかという、地方自治体とか、あるいは我々福祉団体とか、あるいは医療とか福祉とか教育とかに関わっているところは、国の姿勢、あるいは国が色々と進めていただくことに大きく影響されます。その国のところ自体が、まだ法曹有資格者のきちんとした有益な活用、法曹有資格者の知恵、あるいは力を十分活かすということに入っていないのではないかと思います。その議論をしっかり詰めるべきじゃないかと思うんですけれども、今はなされていないように思います。

○**谷次長** 横断的にというようなことではなかなかなさそうな気がいたしますが、いかがでしょうか。

○**田島座長** 泉市長のお話の中に、日弁連は縦割り、というお話がありましたけれども、私たちから見ると役所ほど縦割りはありません。本当にどうなっているかと思います。隣でやっていることを知らない。国民から言わせれば、何をおまえらやっているのだと本当に言いたいです。本当に非常に優れた人たちが努力して、一生懸命やっておられるのですが、連携がないので、例えると電信柱と電信柱の間に電線が無いので電気が通らない。必要性は気づいていても、そこをどうしたらつなげるか。個人的な体験ですけれども、今、私は罪に問われた障がい者・高齢者のことを一生懸命取り組んでいます。最初、検察庁は、鉄のカーテンだと思っていたのですけれども、参加していただいたら、本当に風通しがよくなりました。弁護士との間もそうなんですけれども、それぞれが孤立した形でやっていたところに、役所の人たちが気付いて、そこで連携、手をお互いに差しのべよう、一緒に話し合おうという雰囲気であれば、本当にびっくりするくらい色々な力を発揮されるのです。

このような体験もしましたから、余計に横につなぐ、特に国のところ、役所のところで、

しっかり横につなぐ仕組みをどうやってつくれるか。それは法曹有資格者の職域拡大ではなく、国民に対する法の支配という形で非常に大きな貢献をされるということにつながるのですから、是非考えて次のステップをつくっていただければありがたい。

○谷次長 ありがとうございます。

○泉市長 今、田島座長のお話を聞いて同じような思いが強いのですが、二つお話ししたい。一つは、田島座長がおっしゃるとおり、国民サイドから見ているのではなくて、やっぱり上から、役所の方から物を見がちであり、かつ、それも縦割りだと。その結果、例えば、田島座長の関心の強い、いわゆる罪を犯した方の社会復帰支援。これは日本以外のほとんどの国では福祉、日本でいう厚生労働省所管でやっているわけですが、日本の場合は法務省所管です。法務省系、法律系は、人に関わらない方がいい。つまり、強制しない方がいいという発想です。福祉系というのは人に関わって支援した方がいい。人との関わりをイエスと考えるのか、あまりそういった自由に対して規制をかけない方がいいのかという価値判断にかなり違う文化があって、そこが繋がらないとうまくいかない。

そのような意味で、やはり法律分野と福祉分野の連携が必要だと強く思います。また、市民、国民が生活している自治体や、福祉現場を大事にしていくという意味において、上から見のではなく、市民、国民の目から見ていくのが、この分科会だと思っているということを言いたい。

二つ目は、それを踏まえて、今回の枠組みは、やはり法曹養成という中での枠組みでしたので、法曹有資格者の活動領域の拡大という切り口になっています。その枠組みが区切りを迎えるなら、発想を切り換えて、北川教授がおっしゃっていただいているように、いわゆる国民目線での法の支配が遍くある社会をつくろうとか、国民の法的支援を受ける権利を実質的に保障できる社会づくりをみんなでやっていきたいと思いますという、国民目線に発想を切り換えたような分科会の名称を付けてやっていくというのも一つありかなと思います。私たちは是非そちらの方で、やはり職域拡大ではない、これは国民の権利保障のためにみんなで協力してやっているんだという切り換えがもし可能であれば、是非お願いしたいと思っています。

○谷次長 それは後継組織でということによろしいのですよね。

○泉市長 後継組織には、職域拡大の用語は使わずに、国民の権利保障とか、法の支配を遍くとか、法の支配という言葉は両面ありますけれども、リーガルマインドが行き渡ったような社会づくりみたいなイメージでどうかと考えたりします。私は、最近、「リーガルマインドソサエティー」という造語を勝手に使っていますが。

○谷次長 ありがとうございます。貴重な御指摘を頂きましたので、それについても今後引き続きまだ御議論も頂きし、御検討も頂くということにしたいと思えます。

他に何かございますでしょうか。今、今後の展望、方向性のところについて、御意見を頂いたところですが。その点についてございましたら、是非またお出しいただくということと、それとそれ以外の二つの項目についても、振り返ってみて御意見ございますようであれば、前の二つの項目についても、御意見を頂ければと思います。ないようであれば、次回に向けた確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○泉市長 オブザーバーの方で、もし御発言があればいかがでしょう。

○谷次長 もしあればということで、どなたか、御発言の希望がございましたら、是非。

○菊地弁護士 若干御質問というか、15ページの枠囲いの中ですが、11行目辺り、弁護士

と自治体や福祉機関等との連携が進めば参画できるようになって、救済に結びつけられるようになる。それから福祉の分野ではというところでは、福祉の問題を解決するためのネットワークの一翼として位置付けられるようになれば、法曹有資格者が活用されていくことが期待されると。正にこの分科会は、連携をどう進めていこうかという議論をしていると思うのですが、この取りまとめは、連携が進めばとか、位置付けられるようになればという、予定調和的な話なのではないでしょうか。誰かが何かをしると言っているのか、という辺りの主語が分からないということがあって、これはどういう意味かと問われたときに、何か予定調和的に進めばこうなるみたいですよというだけしか答えられない。主語・主体をはっきりできない絡みの中での文章だとは思いますが。

○谷次長 書きぶりが「何々であれば」という客観的な書き方になっているというようなことで、もし何か趣旨、意図等について御説明があるのであれば、事務局からお願いをできればとは思いますが。

そうしますと、菊地先生は、何か修文の御意見等があれば、それをお聞きして検討させていただくというようなことでよろしいでしょうか。

○菊地弁護士 方向としては、弁護士・自治体・福祉機関が連携を強化し、そのために国はこれを支援してやっていくことによってこれまで以上に参画してこうなるとか、ネットワークの一翼として位置付けるためにこうやるんだとか、何かそういう主体的な文言があれば、インパクトがあるのかなと思います。

○谷次長 客観的な記述ではなく、もう少し主体的にこうするんだという記述の方がいいのではないかという御意見だということですか。

この点について、他の委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。

○大貫教授 ネットワークというのは恐らく一つキーワードだと思います。菊地弁護士がおっしゃったのは、法的ニーズに対応するための対応態勢としてのネットワークということだろうと思うのですが、そういうことでよろしいですか。

○菊地弁護士 このネットワークの一翼として位置付けになればという意味合いは、上のネットワークを指すものだと思います。

○大貫教授 私もそのように思います。ただ、ネットワークを構築する主体というのは、書きにくいかもしれないという気もしていて、ですから、先ほど来の議論でいうと、ネットワークづくりの場を提供することは重要だと思うのです。それがここの会議体であるというのは一致していて、今回もこの会議体ができただけによって、いろんな方がオブザーバーですけど参加されて、ネットワークづくりが始まったわけです。ですから、ネットワークづくりの場を設けるという方向でまとめていって、それが先程来議論のある後継体制の位置付けだと思います。そのような形で位置付けるということはあるんじゃないでしょうか。後継体制は、実はネットワークづくりの非常に重要な場なので、そこは極めて重要だという位置付けにすると、菊地弁護士の発言の意図に沿うかと思います。

○谷次長 分かりました。では、そういうネットワークづくりの場をどういうふうにつくるか。

○大貫教授 ネットワークづくりの件は前回の議事録を見ても分かるように泉市長もおっしゃっていることです。

○泉市長 各組織間の広いネットワークはもちろん重要です。あともう一つ、私が強く意識しているのは、ネットワークのキーは、自治体になり得るし、なるべきだということです。こ

れも明石市の例ですけれども、今、明石市には二つのネットワークがあります。一つは成年後見のネットワークです。裁判所にも入っていただいておりますし、関係専門職、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、あとは市民後見のNPOが二つ、公証役場等々に入っていただいています。

もう一つは、いわゆる離婚と子どものテーマです。これにつきましても、様々な関係機関に入っていただいています。今後はDVについて警察なども入っていただいて、ネットワーク化を図ろうとしているところでもあります。市民に近い、一定の予算も持っている、事務局機能の果たしうる自治体というのは、十分ネットワークのキーに成り得ます。市民の顔が見える基礎自治体こそがネットワークのキーになるのが望ましくて、広域自治体の都道府県は、それを後ろから支えるという形のイメージです。弁護士会は、自治体といっても、都道府県を相手にすることが多いですが、都道府県は中間管理職ですから、市民とは仕事をしていません。国と市役所の間にいるのが県です。やはり基礎自治体こそがネットワークのキー、現場におけるキーになることが望ましいと強く思っています。

- 大貫教授 そこは否定しないんですけど、ネットワークといったとき、さっき座長が他の法曹、検察官、裁判官の話をされました。そういう人たちと弁護士と一緒に仕事する必要があるとされました。そこで、連携してどのようなことができるのかという検討する場としても、この場は有用で、一番重要なのは自治体で、この分科会ではそれに焦点を合わせて議論してきたのですが、それだけではないだろうと思います。関係省庁がこの場に加わってネットワークづくりをしていくとか、あるいは裁判官、検察官も入って協議していく。その場としてここは非常に重要だと思うので、必ずしも自治体だけに特化するのではない方がいいかなという気もしています。それは力点の置き方だとは思いますが。
- 谷次長 ネットワークづくりの場というのは、恐らく自治体には限られないという趣旨で、御意見としては、そこは一致するところだとは思いますが、そういう場が大事だという御指摘でございますので、それを踏まえて、また記述等については御検討いただけたらと思います。他に何かございますでしょうか。
- 田島座長 オブザーバーで関係機関がお越しかと思いますけれど、皆さんからも何かここはこうした方がいいという意見は事務局で聞いておられるのでしょうか。
- 鈴木参事官 今回、取りまとめの骨子の公表に当たり、御相談申し上げているところです。
- 田島座長 そのような各省庁の反応みたいなものが、我々のところには全く聞こえてこないのです。聞こえてくるのはごく一部、親しくしているところだけで、それもどうですかと聞かれるぐらいです。何かそういうのがここはもっと注意して発言してほしいという意見はあってもいいのではないのでしょうか。
- 泉市長 せっかくオブザーバーがお越しですので、今後何らかの枠組みで議論を続けるときに、引き続きオブザーバーとして御参加いただくようなことについて何かコメントでももしただけるのであればとは思いますが、どんなものなのでしょうか。
- 谷次長 もし何かあればということで結構ですが。
- 日本社会福祉士会 今回頂いた机上配付資料2の中で、1点だけちょっと気になったところとして、最初のところに、「いわゆる司法ソーシャルワーク」という言葉が書かれているのですが、恐らくこの司法ソーシャルワークの捉え方というのは、弁護士の方々、法曹関係者の方の中で捉え方にかなりばらつきがあるのではないかと考えております。我々社会福祉士

は、ソーシャルワークを担う専門職として位置付けられています。ソーシャルワークの定義はかなりいろんな難しい問題とか、時代とともに定義が変わってきたりもしてきています。

「いわゆる司法ソーシャルワーク」という言葉で、一言でくくってしまっていていいのかなというところが気になりまして、ここは補足説明があってもいいかなと思ったところがありました。

○**谷次長** 司法ソーシャルワークについては、一応ここで説明がなされた上で、定義的なものが書かれた上で、「いわゆる司法ソーシャルワーク」というふうにまとめられているところでございますが、もしこの点について、表現についての御意見等があれば、お聞かせください。

○**菊地弁護士** 司法ソーシャルワークという単語は、法テラスがやっているというイメージで、似たようなことを弁護士会がやっているのですが、そこは何か一緒にしないでねという空気もあるものですから、ちょっと書きぶりが弁護士会と法テラスがやっている司法ソーシャルワークと読まれると、またここはここで物議を醸すかなという懸念もございます。

○**鈴木事務局次長** 鈴木です。今日は何も言うつもりなかったのですが、今のように振られると、司法ソーシャルワーク自体、法テラスがやっているという認識ではあまりなくて、法テラスでは、今、司法ソーシャルワークというのを取り組もうとしています。これはもともと弁護士が中心にやってこられた取組をいかなる言葉でやるかと。ワーディングの問題としてやっています。今回、2月にもシンポジウムをやりましても、そちらも弁護士会とも連携しながら、司法ソーシャルワークという取組をやりましょうということでやっている。今、社会福祉士会からもありましたように、厚生労働省からも、ソーシャルワークという言葉自体が多義的なので、この用語がどうなのかというのは言われていて、司法と福祉の連携という言葉に置き換えた方がよいのではないかと考えています。法テラスがやっているものだけ押し込められると、むしろきつくなるのかなというふうに思いました。

○**谷次長** ありがとうございます。この記述では、弁護士会や法テラスにおいては、福祉機関と連携の上、高齢者・障がい者等に積極的に働きかけ、その法的な問題の総合的な解決を図る取組という記述ですので、もし何か工夫するところがあれば表現で、例えば「福祉機関と連携の上」の前に「弁護士」を入れるとかというようなことで解決ができるのかどうか。もしそういう工夫があるのであれば、工夫をしていただくということで、これ自体は御指摘のように法テラスだけがやっているという表現では恐らくないだろうと思いますので、更に誤解のないような工夫ができればということでお願いします。

○**泉市長** 今、社会福祉士会から発言がありましたけれども、社会福祉士会では、リーガル・ソーシャルワーク委員会がありまして、私は、その委員会の初代副委員長でした。そのときも、名前について議論がありまして、例えば司法福祉という名前を使おうとすると、司法福祉学会が既にありまして、これは少年事件とかの関係です。リーガル・ソーシャルワーク委員会は、メインとして罪を犯した障がい者・高齢者の支援といった、いわゆる更生保護分野がかなり色濃い委員会です。

司法ソーシャルワークは法テラスが既にもう使っておられますし、非常に悩ましい用語ですね。法務省にリーガルリエゾンみたいな言葉を考えておられた方がいらっしゃるにして、皆さんいろいろ知恵は絞っておられます。非常に多義的な用語なので、そこは確かに福祉と司法の連携とか、丁寧に使った方が誤解を招かないかなという気はしています。ただ、私自

身はあまり言葉にこだわってはいません。

○谷次長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。一通り御議論いただきまして、特段これ以外に御意見等なければ、この辺りで取りまとめ骨子案についての議論は終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、本日の議論を踏まえて、御検討いただくこととなりますが、今後の取りまとめについての御提案等、事務局からございますようですので、お願いしたいと思います。

○鈴木参事官 先ほど御説明いたしましたとおり、事務局としては、本日の意見交換を踏まえ、当分科会の取りまとめの骨子案を確定し、本年2月9日に予定されている法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会において、御了承いただくことを目指しております。つきましては、取りまとめ骨子案の今後の検討、修正作業の進め方について、座長にお諮りしたいと存じます。

○谷次長 座長、何かございますでしょうか。

○田島座長 本日、取りまとめ骨子案をめぐって非常に活発な御議論を頂戴いただきましたが、これまで何度か御意見を頂戴したと重複するようなこともございますので、今後は本日頂いた御意見を踏まえ、形式的な修文を含め、取りまとめ骨子案の修正作業は、私と事務局に御一任をいただきたいと思っております。また、その上で2月9日までに当分科会としての取りまとめの骨子案を確定し、有識者懇談会に提出したいと思っております。その後、次回分科会で改めて取りまとめ全文について意見交換をしてみたいと存じます。いかがでしょうか。

○谷次長 御意見、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではそのように進めていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、これもちまして本日の議事は全て終了いたしました。第7回の分科会は終了とさせていただきます。第8回の分科会の開催日時につきましては、追って調整の上、御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

—了—